

手方は東京都千代田区三崎町二丁目五番三号 鉄建建設株式会社 代表取締役 高橋浩二でございます。

なお、本工事の施工監理につきましては、工事の実施設計を委託しました新構造技術株式会社と委託契約をいたす予定でございます。

以上まことに雑駁な説明でございますが、慎重審議をいただきまして賜りまして、原案どおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 何点かお聞きしたいのですが、一つは地元に対する説明会のことです。五日市線の立体化工事のときには対象になる周辺住民の戸数が少ないということで説明会をしなかったわけですが、これは本当にけしからん話なのですが、今度はやはり対象戸数からすればそれほど多くはないと思いますが、この件については地元に対する説明会を持つのか持たないのか。その点を一つお聞きしたいと思います。

それから、ここには富士見橋が仮設であるのですが、これを掛け替えといいますか、つくりかえるわけですが、その関連でたぶん富士見橋の通路を取得することはないと思いますが、念のためその点をお聞きしておきたいと思ひます。

それから第三中学校裏の工事になるわけで、そういう点では騒音等を含めて教育現場に対する影響という点とも心配されるところです。その点の配慮をされると思いますが、その点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

それと、鉄建建設が最近の社会通念上だと不調に終わる中で一回で予定価格をクリアして落札したわけですが、鉄建建設はいままでその一、二、三工事から指名業者として参加したことはあるわけですか。またその一工事からずっとお聞きしているところですが、交通量の問題で交通調査等は実施することですが、交通規制の問題となると、完成した後ということ、これでは住民から白紙委任状を取っているようなもので、私はやはりいまの段階から交通規制をきちんとかういうふうによって、沿線の住民の

心配はないのだということを示していただかないと、非常に不安なわけです。その点では改めてもう一度この場でお聞きしたいわけです。

○建設部長（小野光朗君） まず第一点目の地元の市民の方への説明会ということでございますけれども、この件につきましては、従前下水道の方で行っていますとおり、八月二十一日ころ、議決いただきました段階の中で処理してまいりたい、その中で住民の方々に御了解いただいたり、御迷惑をかけることもあると思ひますが、御理解いただきたいと思ひます。

それから富士見橋については現状ではそこを通行させていただきたいと思ひています。なお、第三中学校への騒音等でございますが、契約同意をいただきました段階で教育委員会、学校と調整して十分配慮して進めてまいりたいと思ひます。

交通規制については、この前にも一般質問をいただきましたが、平成三年度から道路工事が始まるわけでございます。その中でどのくらいの交通量があるか。特に清水坂、ひよどり坂はどのくらいの交通量があるか。あるいはそれにとまって田園通りはどのように変わってくるのかということにつきまして今後調査を進める中で今後交通の安全かつ円滑な運営を警察署と協議し、また教育の方の関係もございまして、それらも含めて慎重に道路行政を進めてまいりたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

○企画財政部長（野沢久人君） 鉄建建設のいままでの指名の状況ということでございます。六十二年には入っております。六十三年は一回目は入っております。二回目は一回目が不調になりましたので、別メンバーで行いましたもので、このときは落としております。三回目は一回目、二回目を合わせた形で行いましたので、入っております。平成元年度は入っております。また、今回も入っているということでございます。

○十一番（松山 清君） 地元説明会については、今回は下の川の関連では実施をするということなので、事前に十分周知してできるだけ多くの方に参加していただくような手立てを取りながら説明会を行っているのだきたいということだけ申し上げておきたいと思ひます。

それから三中の関係の影響については、十分配慮するというところで、これは当然のことだと思ひます。

で、やっていただくようにお願いしておきます。

富士見橋についてもストップになるということはないようですので、その点を確認しておきたいと思

ます。

問題は交通規制の問題です。答弁そのものがそう大きく変わっているわけではないのです。交通実態調査は実施するということが、実施はいたしましたし、その先はどのように規制をするか、御承知のよう

に、あそここの道路そのものが現在には居住者が通行するぐらいでほとんど他の地域の方が通行することはないわけですが、五日市線の立体化で貫通することによって全体的な道路の幅員が広がるということがあ

るとすれば、相当の交通量があるということは考えられるわけです。規制をきちんとしていたただかないと

住民としては非常に心配なわけです。その点について過去の説明会等でも指摘があったと思います。そう

いう点では慎重に進めるといふふうにはおっしゃるわけですが、慎重に進めるといふだけで終わってし

まった、慎重に進めなければ結果はこうなってしまうということでは私は非常に心配なので、いまの

うちにこの点では明確な形の市の考えというものをを出していただきたいと思います。その点の一つあるわ

けなのです。そういう点で従来もこれに関してその二、その三等の入札等につきましても、私どもの会派

を初め、他の会派の方からも指摘がいろいろされて、これに関する改修工事には賛成できないという態度

を取ってきているわけです。そういう点で今回の工事についてもまだまだ心配な点があるということもあ

りますので、賛成できかねるということだけ申し上げておきます。

○十三番（遠藤洋一君） 二つだけ伺っておきたいのですが、先ほどの提案理由の説明の中で、あえてこの時期に議会招集をして、これについて同意を求めることの日程的な理由というのがなかったような気がし

ます。簡単な疑問から言いますと、前回の七月の臨時会ではこれはだめだった、つまり間に合わないのだ

と。九月の定例会では遅いのだということであれば、その理由はきちんとお示し願わないと、なぜ臨時会

を招集したかということに関してはいまの提案理由では不足であると思いますので、そこはもう一度きち

んと臨時会を招集した理由というのを説明していただきたいと思います。その中で合わせて、入札日がい

つだったかということも説明があるでしょうが、そこもぜひお聞かせいただきたいと思います。

○建設部長（小野光朗君）

確かに七月に臨時会を招集いただきました。八月に同じような案件で御招集い

ただいたわけでございます。この件については御承知のとおり、国会の予算の成立が遅れた関係がござい

まして、下の川の補助金の交付決定が六月まで確定しませんでした。六月三十日ころ補助金が決定されま

して、それ以後の手続き等の関係で七月には無理なので、八月に臨時会を開いていただきたというお願

いをしました。学校の契約と一括で七月にという計画を持っていましたが、国の補助金の関係がありまし

て、このように遅れたということでございます。

○企画財政部長（野沢久人君）

入札につきましては、七月三十一日に行っております。

○十三番（遠藤洋一君） 提案理由でその説明がほしいというふうに言ったのです。だから当然提案理由を

説明した方から説明があるべきだと思いますが、どうですか。

○企画財政部長（野沢久人君）

おっしゃられますように臨時会をわざわざ招集していただきました。お集ま

りいただきましたのに、そういった点での配慮が足りなかったことはまことに申し訳なく思っております。

今後気をつけさせていただきます。

○議長（仲村清信君）

以上で質疑を終わります。

これより議案第六十七号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君）

御異議ありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君）

起立多数であります。よって議案六十七号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

これをもって平成二年第三回福生市臨時会を閉会いたします。

午前十時二十一分 開議・閉会

署名議員

署名議員

福生市議会議長

小野沢議員

坂川議員

指田議員

仲村清信

小野沢久

坂川安貴

指田保雄

写

福総文発第千五百一号

平成二年八月三日

福生市長職務代理者 助役 浅見 裕康 印

福生市議会議長

仲村 清 信 殿

平成二年第三回福生市議会臨時会の招集について

平成二年八月三日付け、福生市告示第三十九号（別紙参照）をもって、平成二年第三回

福生市議会臨時会を招集したので通知します。

写

福生市告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成二年
第三回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成二年八月三日

福生市長職務代理者 助役 浅 見 裕 康 印

一 期 日 平成二年八月十日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件 下の川改修その四工事請負契約

写

福総文発第千五百二号

平成二年八月三日

福生市長職務代理者 助役 浅見 裕康 印

福生市議会議長

仲村 清 信 殿

議案の送付について

平成二年第三回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第六十七号 下の川改修その四工事請負契約

福議発第百三十二号

平成二年八月三日

福生市議会議長 仲村清信
殿

議案説明員の出席要求について

平成二年第三回福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

①
一 日 時 八月十日(金) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場

写

福総文発第1503号

平成2年8月3日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長職務代理者

助役 浅 見 裕 康 印

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

二 議 決 福生市議会議決
一 日 期 八 月 十 日 (金) 午前十時

これは、議事日程及び議案を「」を照辦の上より報告いたします。
衆の財宝の「」を要求いたします。

平成二年八月三日 福生市議会議員 中 村 清 信
議案第百三十二号

福生市議会議員 中 村 清 信

写

専決第五号

専決処分書

専決事項の指定について（昭和五十七年三月十日議決）に基づき、損害賠償額の決定について別紙のとおり専決処分する。

平成二年七月二十六日

福生市長職務代理者 助役 浅見 裕康印

損害賠償額の決定について

福生市は、庁用自動車の交通事故に関し、次のとおり損害を賠償する。

一 損害賠償の額 金六万七千九百二十円

二 損害賠償の相手方 東京都福生市武蔵野台二丁目一〇番地一

メゾンドール武蔵野台三〇一

当事者 石 尾 知 子

保護者 石 尾 壽 万

三 事故の概要

平成二年七月二日午後三時頃、福生市加美平三丁目三〇番地三先路上（加美立体通り上）において、一小通りを福生第一小学校方向に進行中の市所有車が、左手の側道から自転車に乗り進んできた相手方に接触し、損害を与えた。

写

福監発第 16 号
平成 2 年 8 月 6 日

福生市長職務代理者

助役 浅見 裕 康

殿

福生市議会議長

仲 村 清 信

福生市監査委員 持 田 力 ㊟

同 指 田 保 雄 ㊟

平成 2 年 6 月分例月出納検査の結果に
ついて（報告）

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、次
のとおり報告します。

- 1 検査日 7 月 27 日（金）
- 2 場 所 監査委員事務局
- 3 対 象 平成 2 年 6 月中における収入役の権限に属する現金の出納
状況並びに関連事項。
- 4 結 果 6 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠
書類の検査を実施した結果、6 月末日における収支の状況
は、別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。